

## 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

昭和39年 3月23日

水防組合条例第 6号

改正 平成22年 3月23日

水防組合条例第 3号

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第28条第3項の規程に基き、職員の意に反する降任、免職及び休暇の手続及び効果に関し規程することを目的とする。

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規程に該当するものとして職員を降任し若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規程に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名以上を指定してあらかじめ診断を行なわせなければならない。

2 職員の意に反する降任、若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行なわなければならない。

(休職の効果)

第3条 法律第28条第2項第1号の規程に該当する場合における休職の期間は、3年をこえない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときはすみやかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第4条 休職者は、職員としての身分は保有するが、職務に従事しない。

2 休職者は、休職期間中法令又は条例に別段の定めがある場合を除く外、いかなる給与も支給されない。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。